

令和2年3月24日

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の改定について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原田英之

令和2年3月23日に第5回本部員会議を開催し、市内の感染状況及び3月19日の国の専門家会議の提言等を受け、本市は「感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まっている地域」にあたりと判断いたしました。

本市といたしましては、市民生活への影響を考慮した上で、基本方針を全面改定いたしましたので、お知らせいたします。

今後も国、県、市内の感染動向に注視しながら、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を再確認してまいります。

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定

3月19日の国の専門家会議の提言等を受け、本市は『感染状況が一定程度に収まってきている地域』にあたりと判断した上で、今後も『最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）』での行動を十分に抑制し、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除します。

このことから、第5回本部員会議により、4月1日以降の対応も含め、次のとおり全面改定しました。

1 感染予防対策の実施について（以下、「感染予防対策」とする。）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人々が密集することのないようにする。
- オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

（ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等）

2 イベント等の開催について

（1）市及び市関係団体が主催するイベント等

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とするとしてきたが、感染予防対策を講じた上で開催できるものとする。

- ア 市内・県内の方を参加対象者とするイベント等
感染予防対策を講じて開催できることとする。
また、自治会及び自治会連合会の活動についても同様とする。
すでに中止又は延期等を決定した催しについては、その方針に基づき対応いただくこととする。
- イ 参加対象者に県外の方を含むイベント等
緊急性がないものについては、延期又は中止を検討する。
やむを得ず実施する場合は、感染予防対策を最大限講じるものとする。
なお、感染予防対策を講じることができないものについては、延期又は中止とする。

(2) 民間団体が主催するイベント等

- (1) の市の意向を伝える。

3 市民への呼びかけについて

- (1) 最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での活動を避けるように呼びかける。
- (2) 咳エチケットや手洗い等の励行等、個人でも感染予防対策をとることを広報する。
- (3) 相談窓口等で適切な情報提供を行う。
- (4) 体調不良者は、外出を控えるよう呼びかける。
特に高齢者や持病をお持ちの方については、不要不急の外出（特に感染が拡大している地域への外出）の自粛について呼びかける。

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

また、1の感染予防対策の実施に加えて、風邪症状者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を要請する。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 年度末指導や児童生徒のストレス緩和のため、希望者を対象に春休みに登校可能日を設けることができる。(3月25日から27日の間で学校ごとに設定)
- イ 中学校の部活動は、3月25日(水)以降、希望者を対象に校内で活動できることとする。
- ウ 入学式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、授業等は感染予防に配慮の上行う。

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 3月17日(火)から受け入れを行う。ただし、通所は保護者の判断とする。
- イ 障がい児放課後児童クラブは、(2)アと同様の対応とする。

(3) 保育所及び認定こども園(保育部)について

- ア 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、3月17日(火)から保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に3月28日(土)又は29日(日)に登園日を設けることができる。
- ウ 入園式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、保育は、感染予防に配慮の上行う。
- オ 民間の保育園、認定こども園へ袋井市の方針を伝え、同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園(幼児部)について

- ア 3月18日(水)からの春休み期間については、春季預かり保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に、3月31日(火)までの間のいずれかに、登園日を設けることができる。ただし、登園は保護者の判断とする。
- ウ 入園式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、保育は、感染予防に配慮の上行う。

(5) 給食の対応について

ア 保育所、認定こども園（保育部）は、3月12日（木）から3月31日（火）まで給食を中止するため、登園する場合は、弁当持参とする。

イ 4月1日以降は通常どおりの対応とする。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

3月17日（火）から再開する。利用は保護者の判断とする。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(7) 図書館、月見の里学遊館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館について

3月17日（火）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

6 市内公共施設の利用について

(1) 不特定多数が利用するコミュニティセンター、メロープラザ等の市内公共施設について

3月17日（火）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(2) さわやかアリーナ、風見の丘等の市内体育施設等について

4月1日（水）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

7 この基本方針については、令和2年3月24日から4月24日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。